

令和3年度第1回横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会 会議録	
日 時	令和3年5月16日（日）午前10時～11時10分
開 催 場 所	緑区役所 会議室4B
出 席 者	上野 可南子、篠崎 慧、鈴木 道子、隅河内 司、平井 充子（50音順）
欠 席 者	0人
開 催 形 態	一部非公開（傍聴者なし）
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長職務代理者の選出について 2 会議の公開・非公開について 3 審議案件 老人福祉センター 横浜市緑ほのぼの荘の公募要項（案）について 4 その他 次回委員会について
決 定 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 委員長には隅河内委員を選出。委員長職務代理者には 篠崎委員が指名された。 2 委員会の公開・非公開について 第1回委員会については、公正性を担保するため、議題のうち審議案件について非公開とした。第2回委員会については、応募団体のプレゼンテーション・質疑応答部分を公開し、公平な競争を妨げることのないよう応募団体の評価の審議部分について非公開とした。 3 老人福祉センター 横浜市緑ほのぼの荘の公募要項（案）について 事務局から説明。事項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定することとした。 また、指定候補者及び次点候補者となるための最低基準点も、原案どおり、加減点項目を除いた配点合計の6割で了承された。 4 その他 第2回委員会は、7月下旬から8月下旬の間で設定し、後日、正式な案内文を送付することとした。
議 事	<p>老人福祉センター 横浜市緑ほのぼの荘の公募要項（案）について</p> <p>（委 員） 団体からは、決算期ごとの団体の人数（構成員数）が分かる書類を提出するようにしてもらいたい。</p> <p>（事務局） 修正する。</p> <p>（委 員） 評価基準項目の「加減点項目」の現在の指定管理者が応募した場合の評価はどのように行えばいいか。</p> <p>（事務局） 現指定管理者が応募してきた場合には、応募団体からの提案書一式を送付する際に現在の運営に対する第三者評価の結果をお送りするので、確認してほしい。また、応募書類の事業計画書の中にも現指定管理者が実績を記載する様式があるので、それらを参考に点数を付けていただければと思う。</p>

(委 員)	団体のプレゼンテーションは提出書類だけで行うのか、パワーポイント等の映写も認めるのか。書面だけだと分かりづらいので、強調したい内容をパワーポイントで説明する方法を提案したい。
(事務局)	プレゼンテーションの方法や時間は、当委員会で決定いただきたい。
(委 員)	希望する場合は、書類だけでなく映像も可とすることは妥当だと思う。
(委員長)	前回は何者からの応募があったか。
(事務局)	現指定管理者の1者のみだった。
(委員長)	プレゼンテーションは、事前の提出書類のほか、希望者は提出書類の提案内容を逸脱しない範囲でパワーポイント等の映写も認めることとし、資料の追加配付は認めず、時間は説明15分・質疑15分を厳守という方法でよろしいか。
(各委員)	了承
(委員長)	公募要項は、市全体の標準的な内容か。
(事務局)	局からのひな型をベースにしており、標準的な内容である。
(委員長)	前回との相違点は何か。
(事務局)	評価基準項目では、7「新型コロナへの対応」と8の(1)「応募団体は、市内中小企業等であるか」が今回新規である。
(委員長)	その2項目は、他区の指定管理者選定委員会の公募要項にも加わっているのか。
(事務局)	加わっている。
(委 員)	最低基準点について、各委員の採点が6割以上なのか、委員全員の合計点の6割以上か。また、現指定管理者は、前回何割ぐらいを獲得したのか。
(事務局)	全委員の合計点の6割以上と考えているが、当委員会で決定いただければと思う。前回、現指定管理者は約8割の点を獲得した。採点方法としては、項目ごとに1点～5点を付けていただき、10点の項目については2倍することを想定している。そのため、すべて3点であれば6割という採点になる。
(委員長)	最低基準点の6割というのは、他区等も同様か。
(事務局)	原則、同様であり、今回開催している当区の他の委員会でも6割で決定している。
(委 員)	応募者が1者だけで6割を下回った場合はどうするのか。
(事務局)	再公募することになる。
(委員長)	最低基準点は、委員全員の合計点の6割以上でよいか。
(各委員)	了承
(委 員)	委員全員の合計点の6割ということであれば、「評価基準項目の合計80点満点の6割以上」という文言は委員ごとに6割以上と誤解

	<p>されるので、修正した方がよい。</p> <p>(事務局) 修正する。</p> <p>(委員長) 添付の資料4の経費負担割合は、今後変更される予定はあるのか。</p> <p>(事務局) この負担割合は、指定管理者同士で決めるものではなく、施設を所管する区局が面積割合などに応じて決定しているものであり、増築や閉鎖など状況に変化がない限り、変更する予定はない。</p> <p>(委員長) 令和2年度は、新型コロナのため休館期間があったと思うが、それによる影響は年度で精算したのか。</p> <p>(事務局) 影響があった施設については、指定管理料とは別に補填している。</p> <p>(委員長) 応募書類の様式3に記載の区指定上限額は、令和3年度の金額とのことだが、新型コロナによる影響を考慮した金額か、あるいは考慮しない平常時の金額か。</p> <p>(事務局) 平常時の金額である。</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 横浜市緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会名簿</p> <p>(2) 老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘の指定管理について</p> <p>(3) 横浜市老人福祉施設条例（抜粋）</p> <p>(4) 横浜市緑区老人福祉センター緑ほのぼの荘指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>(5) 横浜市緑区老人福祉センター緑ほのぼの荘の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱</p> <p>(6) 老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘指定管理者 公募要項（案）</p> <p>(7) 老人福祉センター横浜市緑ほのぼの荘指定管理者の応募関係書類様式</p>